

伊勢原市郵送型血液検査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として実施する、自己採血キットにより採取した血液を検査機関に郵送し検査を行う郵送型血液検査事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 検査を実施する年度（以下「検査年度」という。）において39歳に達する者
- (2) 検査年度において43歳から60歳に達する者で、検査年度の11月30日を起点として過去3年間、伊勢原市国民健康保険の被保険者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 検査年度に伊勢原市39歳以下健診を受診した者
- (2) 検査年度の11月30日を起点として、過去3年間に特定健康診査を受診したことがある者

(受診回数)

第3条 この事業による検査は、同一人に対し同一年度内に1回とする。ただし、前条第1項第2号に該当する者については、3年度当たり1回とする。

(事業の実施方法)

第4条 事業は、適切な事業運営が確保できる者（以下「事業者」という。）に委託する方法により行うものとする。

(事業の対象者への周知)

第5条 市長は、第2条に規定する対象者に対し、案内通知を送付し、事業の周知をするものとする。

(事業の実施)

第6条 市長は、次の手順により事業を実施するものとする。

- (1) 事業の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、事業者に申込みを行うものとする。
- (2) 事業者は、前号の規定による申込みを受けた場合は、利用者に自己採血キット一式を送付するものとする。
- (3) 前号の規定により自己採血キット一式の送付を受けた利用者は、自己採血キットを用い、採血した検体を事業者に送付するものとする。
- (4) 前号の規定により検体の送付を受けた事業者は、検体の検査を実施し、その結果を利用者に通知する。

(検査結果の報告等)

第7条 事業者は、前条第4号の結果を市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月5日告示第242号)

この告示は、令和3年11月1日から施行する。